

理事長	事務局長	総務課	財務課	管理課

関係簿冊	
関係簿冊	組合員名簿
土地台帳	賦課簿

組合員得喪通知書

令和 年 月 日

最上川中流土地改良区

理事長 広谷 五郎左工門 殿

下記により組合員資格が得喪したから、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。尚、これに伴う最上川中流土地改良区事業による一切の権利義務を資格取得者が継承します。

現資格者	組合員番号							〒	-
	住所								
	氏名							印	

新資格者	組合員番号							〒	-
	住所								
	ふりがな								
	氏名							印	
	生年月日	T	S	H	年	月	日		
	電話番号					携帯番号			
	メールアドレス								@

(1) 資格得喪の対象たる土地

市町村	大字	字	地番	地目		地積	所有者
				台帳	現況		

(2) 資格得喪の対象の原因及びその時期

選挙区		
1	2	3

農地法第3条(農地の売買と小作権の設定)及び、農地法第18条(小作権の解消)に関する届出は、農業委員会発行の許可書の写し一通を添付してください。